

第 45 類 コルク及びその製品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 64 類の履物及びその部分品
 - (b) 第 65 類の帽子及びその部分品
 - (c) 第 95 類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

総 説

コルクは、ほとんど南欧又は北アフリカに産するコルクがし（*Quercus suber*）の外皮から作られる。

最初に剥いだ皮は、バージンコルクといい、堅く、もろく、弾力性がなく、品質も劣り価格も安い。その外面は泡状のものがあって割れており、内面は黄色がかって、赤い斑点がある。

次に剥いだ皮は経済的により重要であり、これらの品質は緻密、かつ、均質であって、しかも表面には、ある程度割れ目がある、バージンコルクに比べてでこぼこは少ない。

コルクは、軽く、弾力性に富み、柔軟で防水性があり腐朽し難い。また、熱及び音に対して不良導体である。

この類には、45.03 項の解説の末尾で除外されるものを除き、すべての形状の天然コルク及び凝集コルク（天然コルク又は凝集コルクの製品を含む。）を含む。

45.01 天然コルク（粗のもの及び単に調製したものに限る。）コルクくず及び破碎し、粒にし又は粉碎したコルク

4501.10 - 天然コルク（粗のもの及び単に調製したものに限る。）

4501.90 - その他のもの

この項には、次の物品を含む。

- (1) 天然コルク（粗のもの及び単に調製したものに限る。）：粗のコルクは、コルクの樹から剥いだままの状態のもので、わん曲したスラブ状を呈している。単に調製した天然コルクには、削ることにより又はその他の方法で表面を清浄したもの（例えば、鬼皮を焼いたもの）でなお割れた外皮が残っているもの及び不用の部分を除いた端をきれいにしたもの（trimmed cork）を含む。この項には、また、殺菌処理をしたコルク及び温湯又は蒸気で処理後圧力をかけて平らにしたコルクを含む。ただし、鬼皮を除いたもの及び粗く角にしたものは、この項には含まない（45.02）。
- (2) 天然コルク又は凝集コルクのくず（例えば、削りくず、裁ちくず、打ち抜きくず）：これは、通常、粉碎コルク、粒状コルク又は粉状コルクの製造に使用される。これには、ろくろがけの際に出るコルクウールの形状をしたくずを含み、これらは時々詰物又は充てん材として使

用される。

- (3) 破碎コルク、粒状コルク及び粉碎コルク：これらはバージンコルク又はコルクくずから作られ、主に、凝集コルク、リノリウム又はリンクラスターの製造に使用される。また、粒状コルクは、断熱又は防音の材料としても使用され、時には果実の包装にも使用される。これらのコルクは、染色し、染み込ませ又は熱処理で焼かれ若しくは膨張させたものもこの項に含まれるが、凝集したものは含まない(45.04)。

45.02 天然コルク(鬼皮を除いたもの、粗く角にしたもの及び長方形(正方形を含む。)の塊状、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、栓のブランクで角が鋭いものを含む。)

この項には、次の天然コルクのスラブを含む。

- (1) 鋸引きその他の方法により鬼皮を完全に表面から除去したもの(debacked cork)
(2) 鋸引きその他の方法により外表皮の鬼皮及び内表面を切り、両面がほぼ平行になっているもの(粗く角にしたコルク)

この項には、また、45.01項のコルク樹皮の両面をスライスしその端を直角に切って長方形(正方形を含む。)の塊状、板状、シート状又はストリップ状に加工したものを含む。当該加工品は、コルクを重ね合わせて接着してあるかないかを問わずこの項に属する。

ただし、長方形(正方形を含む。)以外の形状に切った塊、板、シート及びストリップは、コルクの製品(45.03)とみなす。

この項には、紙又は織物で補強したコルクのシート(タバコのチップ用に使用する非常に薄いロール状のコルクを含む。)を含む(コルクペーパーという用語は、時には、紙で裏張りしていなくても、コルクの非常に薄いシート又はストリップに対して使用される。)

また、この項には、角が鋭い立方体又は正方形のスラブの形状をした栓用のコルクブランク(二層以上のコルクを接着してできたスラブをカットしたものを含む。)を含む。ただし、丸い縁を有する類似の物品は、含まない(45.03)。

45.03 天然コルクの製品

4503.10 - 栓

4503.90 - その他のもの

この項には、次の物品を含む。

- (1) 天然コルク製の各種の栓(縁を丸くしたブランクを含む。): コルクの栓は、金属又はプラスチック等のキャップが付けられる場合もある。ただし、ポアーストッパー、メジャーストッパーその他コルクの栓が従属的なものは、その種類又は重要な特性を与える材料にしたがって他の項に属する。

- (2) 王冠の裏張り用その他のびん、つぼ等の密封用の天然コルクのディスク、ワッシャー及びウェファー並びにびん口に使用するコルク製のライニング及びシェル
- (3) 長方形(正方形を含む。)以外の形状に切った天然コルク製の塊、板、シート及びストリップ並びに救命具、漁網用のうき、バスマット、テーブルマット及びタイプライターその他の物品用のマット
- (4) ナイフの柄等各種の握り、ワッシャー及びガスケット(84.84 項に含まれる取りそろえてセットにしたものを除く。)

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 64 類の履物及びその部分品(取り外し可能な中敷き(ソックス)を含む。)
- (b) 65 類の帽子及びその部分品
- (c) コルクのディスクを裏張りした卑金属製の王冠(83.09)
- (d) コルク製のカートリッジウッド(93.06)
- (e) がん具、遊戯用具(釣り糸用のうき及びその部分品を含む。)(95 類)

*

* *

号の解説

4503.10

4503.10 号の栓は、側面が直線若しくは先細りの円柱形又は側面の端が丸くなっている角柱形の天然コルクで、染めたもの、磨いたもの、パラフィンで処理したもの、穴をあけたもの及び焼き印又は染料で印を施したものがある。中空でない栓には、頭部を大きくしたものや、金属、プラスチック等でキャップしたものがある。コルク栓は、容器に栓をするのに使用される。中空の栓(又はシェルコルク)は、例えば、ガラス製又は陶磁器製瓶用のガラス栓のカバーとして使用される。

この号には、また、確認可能な栓のブランク(縁が丸くなっているものに限る。)を含む。

この号には、王冠用のシールとして使用する薄いコルクディスクを含まない(4503.90)。

45.04 凝集コルク(凝集剤を使用してあるかないかを問わない。)及びその製品

4504.10 - 塊、板、シート、ストリップ、タイル(形状を問わない。)及び円柱(中空でないものに限るものとし、円盤を含む。)

4504.90 - その他のもの

凝集コルクは、破碎コルク、粒状コルク又は粉碎コルクを一般に加熱、加圧の下で次のいずれかの方法により凝集して作られる。

- (1) 結合剤(例えば、未加硫ゴム、にかわ、プラスチック、タール及びゼラチン)を加える方法

(2) 結合剤を加えず温度約 300 度で行う方法。この場合には、コルク中の天然樹脂が結合剤として作用する。

この項の凝集コルクは、油等を染み込ませたり紙や織物を裏張りして補強することがある(ただし、59.04 項に属するリノリウムその他これに類する材料の特性を有するものを除く。)

凝集コルクには、天然コルクの多くの性質が残っている。このものは、特に優れた断熱及び防音の材料である。ただし、多くの場合、凝集の際に要する結合剤の添加は、コルクの特性の一部、特に比重、張力強度及び圧縮強度を変える。更に、凝集コルクは、各種の寸法又は形状に直接成型するのに適する利点がある。

凝集コルクは、45.03 項に掲げる物品とほとんど同じような製品の製造に使用される。しかし、栓の製造に使用されることは少なく、王冠用ディスクには天然コルクより多く使用されている。

また、凝集コルクは、天然コルクよりも、パネル、ブロック、タイルのような建築材料並びに型に入れて各種の形状(円柱、シェル等)に作られ温水又は蒸気パイプの断熱又は保護材料、石油パイプラインの被覆材料、建築用目地材料及びフィルター製造材料として使用されることが多い。

この項から除外される物品については 45.03 項の解説参照